

(平成 30 年度及び平成 31 年度)  
学校給食用物資納入指定業者指定申請書提出要領

平成 30 年度及び平成 31 年度において公益財団法人鳥取市学校給食会が発注する学校給食用物資の納入に係る競争入札に参加を希望される方は、次により関係書類を提出して下さい。  
(申請書のみ 2 部)

**1 資格審査申請書の受付期間**

平成 30 年 2 月 9 日 (金) から平成 30 年 2 月 20 日 (火) までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) 第 2 条及び第 3 条に規定する休日を除く。(郵送の場合は、当日消印有効)

**2 提出場所**

鳥取市西町 2 丁目 311 番地 鳥取市福祉文化会館内 (〒680-0022)  
公益財団法人 鳥取市学校給食会事務局 (☎ 0857-24-2621 )  
受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。  
(郵送の場合は、書留郵便とすること。)

**3 提出書類**

(1) 学校給食用物資納入指定業者指定申請書 (別紙様式第 8 条関係) 2 部

(2) 添付書類

① 衛生状況等に関する書類

ア 営業許可証の写し

イ 食品製造業者並びに乳類・魚介類・食肉販売業者は、最近の食品衛生監視票の写し

ウ 油脂・調味料・冷凍食品販売業者は、納入品 (輸入品は除く。)に係る製造工場の最近の食品衛生監視票の写し

エ その他の販売業者は、納入品に係る製造工場または生産者の名簿

※食品衛生監視票については、1 年以内に所管の保健所が発行したもの

② 財務諸表

◆法人：申請日の直前 2 年分の営業年度の決算書又は貸借対照表、損益計算書

◆個人：申請日の直前 2 年分の確定申告の写し

(確定申告書 B、損益計算書、貸借対照表)

③ 鳥取市税の滞納していないことを証する納税証明書 (滞納なし証明)

申請日から 3 月前の日が属する年度の滞納なし証明 (原則原本を提出)

④ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する納税証明書

◆法人：「その 3」又は「その 3 の 3」

◆個人：「その 3」又は「その 3 の 2」

鳥取市に納税義務がない場合は、本社等のもの (原本又はコピーを提出)

- ⑤ 営業所、工場、倉庫、冷蔵設備等の平面図。
- ⑥ 委任状（ただし、期間をとおして入札、見積、契約の締結、代金の請求及び受領等を代理人に委任する場合に限る。）
- ⑦ 口座振込依頼書
- ⑧ 暴力団等の排除に関する誓約書
- ⑨ その他理事長が認めたもの。

#### 4 提出書類作成上の注意

(1) 学校給食用物資納入指定業者指定申請書（別紙様式第8条関係）

- ① 審査基準日は、平成30年1月1日現在とする。
- ② 「法人番号」は、法人に指定された13桁の番号を記入して下さい。  
※個人事業者については、記入をしないでください。
- ③ 指定申請書の印鑑は、実印を押印のこと。（印鑑証明書は不要）  
◆法人：社印（角印）と代表者印を合わせて押印のこと。
- ④ 「納入希望物資品目」欄は、審査を受けようとする該当の品目を○で囲むこと。
- ⑤ 「営業状況等」欄について  
◆「資本金の額」
  - ・法人：審査基準日の直前の事業年度決算の資本金（または出資金）
  - ・個人：審査基準日の前年度から繰越した純資本金の額（自己資本金）  
◆「従業員数」の「合計」  
審査基準日の本社、支社（支店）、営業所の営業組織全体の常時雇用する従業員の人数を記入すること。

(2) その他

書類提出の際は、ファイルやバインダー等で綴じたりせず、そのままの形で提出してください。

#### 5 競争入札参加資格の有効期間

(1) 定期申請

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

(2) 随時申請

平成30年4月1日以降に資格決定した日から平成32年3月31日まで

別紙（第3条関係）

## 公益財団法人鳥取市学校給食会給食用物資納入業者選定基準

公益財団法人鳥取市学校給食会への給食用物資納入業者の選定基準は、次のとおりとする。

### 1. 立地条件

鳥取市内に営業所を有していること。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

### 2. 組織規模

- (1) 相当な資本で経営され、常時営業を行っていること。
- (2) 工場、店舗、販売店等固定した営業施設を有し、電話（FAX）があること。

### 3. 信用状況

- (1) 学校給食に関して理解があり、協力的であること。
- (2) 食品に関する法令その他の規程を遵守していること。
- (3) 営業経歴が正しく、経営状態が良好であること。
- (4) 納税義務を履行していること。

### 4. 衛生状況

- (1) 衛生状況が良好であること。
  - ア. 食品製造業者並びに乳類・魚介類・食肉販売業者は、保健所の監視点が81点以上であること。
  - イ. 油脂・調味料・冷凍食品販売業者は、納入品（輸入品を除く）に係る製造工場の所轄保健所の監視点81点以上であること。
  - ウ. その他の販売業者は、学校給食用物資納入業者選定委員会の審査結果が良好であること。
  - エ. 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (2) 店舗、工場、倉庫、冷蔵設備等衛生上必要な設備が完備していること。

### 5. 供給能力

- (1) 指示する日時、場所に遺漏なく給食用物資を納入することができること。
- (2) 契約の見本及び銘柄、規格等とそご（齟齬）しない給食用物資が納入できること。

### 6. その他

- (1) 次の物資については、製造業者のみとする。  
豆腐、油揚類、練製品
- (2) 肉類については、肉類卸・小売業者のみとする。

## 給食用物資購入に関する入札規程

(平成 15 年 1 月 1 日規程第 13 号)

第 1 条 この規程は、公益財団法人 鳥取市学校給食会（以下「給食会」という。）が学校給食用物資（以下「物資」という。）の購入における入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 入札は、給食会理事長（以下「理事長」という。）が執行し、物資委員会の会議上で行なうものとする。

第 3 条 物資の入札は、毎月実施する。ただし、物資によっては、学期ごととする。

第 4 条 入札に参加する者は、公益財団法人 鳥取市学校給食会給食用物資納入指定業者指定規程に基づき理事長が給食会給食用物資納入指定業者として指定した者（以下「指定業者」という。）とする。

第 5 条 指定業者は、理事長の指定する日時に、物資の見本を物資委員会に提出するものとする。

この場合において、提出された見本の物資について一切の補償は行なわない。

第 6 条 物資委員会は、前項に定める物資の見本について、次に掲げる事項を基準とし、十分協議したうえ、出席委員の過半数をもって、入札する物資（以下「入札物資」という。）を決定するものとする。

- (1) 安全性（配合、成分、産地等）
- (2) 納品時の包装形態
- (3) 品質、味
- (4) その他

第 7 条 前条の規程により決定した入札物資を提出した指定業者は、理事長に当該入札物資の見積書を提出するものとする。

2 理事長は、前項の見積書をその場で開封し、最低価格の者を落札者とする。

3 2 以上の指定業者が入札の結果同一価格の場合は、再入札を行なうものとする。ただし、再入札の結果も同一価格の場合は、当該指定業者と協議のうえ、随意契約するものとする。

第 8 条 落札者は、落札した物資の納入にあたっては、別紙の契約書に定められた事項を遵守しなければならない。

第 9 条 理事長は、入札にあたり不正な行為があると認められるときは、最低価格の者を落札者としないうことができる。この場合において、次順位者を落札者とすることができる。

第 10 条 指定業者は、入札について要望、意見等がある場合は、物資委員会に申し出ることができる。

第 11 条 この規程に定めのない事項については、理事長が決定するものとする。

### 附 則

昭和 52 年 5 月 1 日の入札規程は廃止する。

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。